

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
(千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等)

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等*」
の漁獲量等を公表します。

令和6年3月6日

千葉県知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等*」

*千葉県資源管理方針八五(2)アからエまでに規定する知事管理区分(期間別の合計)

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和6年3月6日現在)

82パーセント (A/B)

※漁獲量(A) : 32.5トン (概数)

漁獲可能量(B) : 39.7トン

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間)